

鎌倉市規則第35号

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例（平成22年3月条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(意向確認が必要な施設)

第2条 条例第4条第2項の規定で定めるものは、次の施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校（高等学校、大学及び高等専門学校を除く。）
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 鎌倉市子ども会館条例(昭和45年6月条例第6号)第2条に規定する鎌倉市子ども会館
- (4) 鎌倉市子どもの家条例(昭和50年6月条例第4号)第2条に規定する鎌倉市子どもの家
- (5) 鎌倉市青少年会館条例(平成6年3月条例第12号)第2条に規定する鎌倉市青少年会館
- (6) 鎌倉市子育て支援センター条例(平成14年3月条例第27号)第2条に規定する鎌倉市子育て支援センター
- (7) 鎌倉市障害児活動支援センター条例(平成19年3月条例第34号)第2条に規定する鎌倉市障害児活動支援センター

(計画書の提出)

第3条 条例第6条の規定による設置等の工事の計画書の提出は、携帯電話等中継基地局設置等計画届出書（第1号様式）により行うものとする。

(近接住民への説明方法等)

第4条 条例第7条の規定による近接住民への説明は、事業者が直接本人に対し誠意をもって行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、書面等の配付その他の確実な方法により本人に対する説明に代えることができる。

2 条例第7条第1項の規定により近接住民及び地縁団体を代表する者に対し説明する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 携帯電話等中継基地局の設置計画の内容
- (2) 携帯電話等中継基地局から発信する電波に関する事項
- (3) 工事中の安全対策

(地縁団体を代表する者への説明方法等)

第5条 条例第7条の規定による地縁団体の代表者への説明は、原則として、当該地縁団体の代表者を訪問することにより行うものとする。この場合において、事業者は必要に応じ、当該地縁団体への当該携帯電話等中継基地局の設置計画に関する概要の説明及び周知に必要な資料を提供するものとする。

2 事業者は、当該携帯電話等中継基地局の設置計画について当該地縁団体から説明会の開催を求められたときは、開催日時、場所等について配慮し、説明会を開催するものとする。

(近接住民説明実施報告書の提出)

第6条 近接住民説明実施報告書の提出は、近接住民説明実施報告書（第2号様式）により行うものとする。

(地縁団体説明実施報告書の提出)

第7条 地縁団体説明実施報告書の提出は、地縁団体説明実施報告書（第3号様式）により行うものとする。

2 事業者は、説明会を開催したときは、当該説明会を開催した日の翌日から起算して10日以内に、地縁団体説明実施報告書を提出しなければならない。

(地縁団体説明会実施報告の閲覧)

第8条 条例第8条第2項の規定による地縁団体説明実施報告書の閲覧は、市長が指定する場所において、事業者が地縁団体に対し説明会を開催した日の翌日から起算して21日を経過する日まで行うものとする。

(計画廃止届の提出)

第9条 事業者は、携帯電話等中継基地局設置等計画届出書に記載された計画を取りやめようとするときは、携帯電話等中継基地局設置等計画廃止届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用開始届出書の提出)

第10条 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置等に関する工事が終了し、当該携帯電話等中継基地局の使用を開始したときは、携帯電話等中継基地局使用開始届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他の事項)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。